

裁判員制度について

— みんなが刑事裁判に参加する制度です —

はじめまして 裁判員制度

裁判員制度ってなに？
私たちも選ばれるの？



平成16年5月「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立しました。

平成16年5月21日「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立しました。交付の日から5年以内に裁判員制度が実施される予定です。

Q 裁判員制度とは？

A 国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

Q どのような事件が対象に？
A 裁判員制度の対象となる事件

は、殺人などの重大犯罪です。

Q どんな人が裁判員になるの？

A 20歳以上の国民の皆さんの中から、抽選で候補者を選びます。実際に裁判員になるのは、この候補者の中から事件ごとに選任のための手続により選ばれた人たちです。

Q 裁判員の仕事や役割は？

A ① 公判に立ち会う。

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に刑事事件の法定（公判といいます。）に立ち合い、判決

まで関与することになります。

公判は連続して開かれます。

公判では、証拠書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。あなたから証人等に質問することもできます。

② 評議、評決

証拠を全て調べたら、今度は被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを裁判官と一緒に論議し（評議）、決定する（評決）ことになります。評決は、多数決により行われます（但し、裁判官、裁判員のそれぞれ1名以上の賛成が必要）。有罪が無罪か、有罪の場合の刑に関するあなたの意見は、裁判官と同じ重みを持ちます。

③ 判決宣告・裁判員の任務終了

評決内容が決まると、法定で裁判長が判決を宣言することになります。あなたの裁判員としての役割は、判決の宣告により終了します。

※ 裁判所のホームページ

(<http://www.courts.go.jp/>)

でも裁判員制度に関する情報を提供しています。

長野地方法務局 富士見出張所の統合について

これまで永年にわたり皆様に利用していただきました長野地方法務局富士見出張所は、諏訪支局へ統合することになりました。

これにより、富士見出張所で取り扱っている富士見町の不動産及び会社等の登記申請並びに登記簿謄・抄本等の請求については、平成16年10月18日(月)から諏訪支局で取扱うこととなります。

法務局では、情報化時代に即したのものとなるよう登記事務のコンピュータ化を進めています。諏訪支局へ統合後、コンピュータ化作業に着手し、商業・法人等会社の

登記事務については、平成17年2月頃、また、不動産登記事務については、平成17年12月頃コンピュータ化する予定です。

諏訪支局の所在及び統合についてのお問い合わせ先は、次のとおりです。

【問い合わせ先】

長野市旭町1108番地

長野地方法務局総務課

☎ 026-235-6611 (代)

【諏訪支局所在地】

〒392-0026

諏訪市大手一丁目21番20号

☎ 0266-52-1043 (代)

交通手段

- 1 JR「上諏訪駅」から徒歩1分
- 2 中央自動車道諏訪ICから諏訪市内方面へ15分
- 3 中央自動車道岡谷ICから国道20号線を諏訪市方面へ25分

「登記・供託インフォメーションサービス」
(URL <http://info.moj.go.jp/>)